令和５年度複業人材を活用した地域交流事業業務委託仕様書

１ 業務名
令和５年度複業人材を活用した地域交流事業業務委託

２ 目的
本業務は、過去２年間、市内中小企業と首都圏等複業人材とのマッチングを経て、当市の関係人口となった複業人材等を対象に、彼らの高いスキルを活用し、当市の産業の課題、社会問題等をテーマにした地域交流型のワークショップを開催することで、地域課題解決につなげるとともに、複業人材の定着化を目指すことを目的とする。

３ 委託期間
契約締結日から令和６年３月２９日までとする。

４ 業務内容
受託者（以下「乙」という。）は、以下の業務を実施する。
（１） 当市の以下の地域課題のうち、１つのテーマの解決を目的としたイベント(ワークショップ)の企画立案及び２回実施。
① 市内産業の認知度向上
② 関係人口の定着化
（２） 以下の要件を満たすイベント参加者の募集・調整
① 地域内外の事業者
② 地域内外の複業人材
③ ①②を合わせて延べ 20 名程度の参加者を募ること
（３）管理運営業務
ア 本事業の適切な管理・運営
イ 状況報告
調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。
ウ 業務完了報告
委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。
（４）その他付随する業務

５ 業務の進め方
業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

６ 支払方法
当市から受託者への委託料の支払いは、前金払いの方法により必要な資金を前渡しできるものとし精算の方法等は市の指示に従うこと。ただし、前金払いについては契約金額の２分の１以内の金額とする。

７ 事業の実施に係る留意点

（１）受託者は、当市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
（２）新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止対策を徹底した上で事業を実施すること。
（３）受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（４）本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。
（５）委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。
（６）受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
（７）本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。